

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2－(10)）

施策名	矯正施設 ¹ の適正な保安警備及び処遇体制の整備
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 (Ⅱ－6－(1))
達成すべき目標	<p>以下により矯正施設の保安警備体制を充実させることを通じ、受刑者等の改善更生及び円滑な社会復帰並びに再犯防止という目的を達成するための処遇環境の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力向上を図る。 ・刑事施設²の総合警備システム³を更新整備する。
目標設定の考え方・根拠	<p>・刑事施設に対しては、国の治安及び平穏な国民生活を確保する刑事司法の「最後の砦」として、保安警備力を強化し、矯正施設の規律秩序を適正に維持することが要請されている。矯正施設において保安事故（逃走、自殺、人為的火災等の事案）が発生した場合には、国民生活に多大な支障を与えることとなるほか、地震、火災等の天災事変に際しては、国民保護業務に当たる自治体等の機関からの支援を得ることが困難となることが予想され、自力で対処することを前提としなければならない。このため、保安事故の未然防止を図るとともに、天災事変に迅速・的確に対応することが求められている。</p> <p>そこで、各刑事施設においては、法務省防災業務計画、法務省国民保護計画を踏まえ、矯正施設警備救援規程（平成14年法務省矯保第1459号大臣訓令）⁴に基づき、警備及び災害復旧に関する計画を策定している。そして、各刑事施設においては、矯正施設に非常事態が発生した場合の警備活動及び災害復旧活動を行う、管区機動警備隊及び施設警備隊を編成し、有事の際には、必要に応じて管区機動警備隊員を該当矯正施設に派遣し、警備活動及び災害復旧活動に従事させている。また、医療、建築、電気等の専門技能を有する者の中から指名した災害救援隊を派遣して事態の収束に当たっている。</p> <p>・さらに、保安事故の予防、早期発見及び事態収束のため、監視用カメラ装置や非常通報装置等の総合警備システムのほか、携帯用ビデオカメラ、警備用具（警棒、拘束衣等）、防災用機器（テント、浄水器等）を整備して有効活用している。</p> <p>このような矯正施設の規律秩序その他管理運営を適正に維持するという基礎があって、初めて被収容者の処遇の充実という課題に目を向けられるものであって、保安警備体制を充実させることは、受刑者等の改善更生及び円滑な社会復帰並びに再犯防止という目的を達成するための処遇環境を充実させることにつながる。</p>
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）⁵第1条等</p> <p>○矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）第13条等</p>
政策評価実施予定時期	令和3年8月

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）				
			2年度				
1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	—	—	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練，防災器具の使用訓練等），管区機動警備隊集合訓練等を通じて，保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。				
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>刑事施設の規律秩序を適正に維持するためには，刑事施設での各種訓練等により日々の保安事故等の発生を未然に防止するとともに，保安事故等が発生した場合は，迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ，こうした対応を確実なものとするためには，保安警備に関する訓練を通じ，対応する職員の職務執行力の向上を図る必要がある。</p> <p>そこで，「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」を測定指標として，職員の職務執行力の向上について，下記参考指標（管区機動警備隊集合訓練の参加者に対するアンケート）の実績値等を分析することにより，達成度合いを評価することとした。</p>							
施策の進捗状況（実績）							
元年度							
各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については，各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上，同訓練においては，保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう，様々な訓練を取り入れるとともに，外部機関の専門家を講師に迎えるなどして，実践的かつ実務的な訓練を行った。							
参考指標	年度ごとの実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
1 管区機動警備隊集合訓練の実施回数（回）	8	8	8	8	集計中		
2 上記訓練の参加者数（人）	343	343	353	353	集計中		
3 管区機動警備隊集合訓練の参加者に対するアンケート（訓練を有意義とする回答）	95.9 (329人)	98.3 (340人)	98.6 (348人)	96.9 (342人)	集計中		
4 刑事施設における保安事故発生件数（逃走，自殺，火災，傷害等）	18	23	16	13	集計中		
5 災害復旧その他救援活動派遣実績	3	6	5	3	集計中		
測定指標	基準値	基準年度	年度ごとの目標値				
			2年度				
2 総合警備システムの更新整備施設数	—	—	10				

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

矯正施設の規律秩序を適正に維持するためには、保安事故等の発生を未然に防止するとともに、保安事故等が発生した場合は、迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ、こうした対応を確実なものとするためには、各種警備用機器のうち、特に異常事態の早期発見及び的確な緊急対応に有効な装備として刑事施設全庁に整備している総合警備システムの更新整備の推進及び警備用機器の効果的な活用を図る必要がある。

そこで、「総合警備システムの更新整備施設数」を測定指標として設定した。

なお、総合警備システムの更新整備に当たっては、基準値、基準年度を示した上で目標値を設定しているのではなく、各年度ごとに前回更新年次、機器の不具合状況等、総合警備システムの現状を総合的に勘案した上で、更新整備する施設を選定しているところ、令和2年度は、老朽化が進んでいる施設を優先して、目標値を「10」と設定した。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
総合警備システムの更新整備施設数	7	15	15	13	集計中

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			2年度 当初 予算額	関連 する 指標
	29年度	30年度	元年度		
①矯正施設の保安及び処遇体制の整備 (一年度)	6,472百万円 (6,395百万円)	7,222百万円 (7,151百万円)	8,045百万円	7,836 百万円	1, 2
達成手段の概要等				令和2年行政事業レビュー事業番号	
<p>矯正施設は、被収容者の身柄を確保し、施設内の規律・秩序を維持しながら、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するという、一般行政官庁とは業務の性質が異なる官署であり、矯正施設を維持・管理していく上で必要な①監視カメラ等の保安警備機器類の整備、②被収容者を処遇する上で必要な技術及び知識を付与するための職員研修等の実施、③矯正行政の業務効率化を図るために必要な機器等の整備などにより、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するための基盤を整備する。</p> <p>矯正施設における非常事態に迅速かつ適切に対応するため、非常事態発生時における警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図るとともに、保安事故の早期発見及び事態収束のため、刑事施設の総合警備システムを更新整備することを目標としている。</p>				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			2年度 当初 予算額	関連 する 指標
	29年度	30年度	元年度		
②矯正の企画調整の実施 (一年度)	158百万円 (132百万円)	150百万円 (114百万円)	150百万円	156 百万円	—
達成手段の概要等				令和2年行政事業レビュー事業番号	
<p>刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の各矯正施設には、矯正施設の運営の透明性を確保し、国民に理解され、支えられる矯正施設を維持することを目的として、地域住民や外部有識者等を構成員とする、刑事施設視察委員会、少年院視察委員会及び少年鑑別所視</p>				—	

察委員会が設置されている。

矯正施設の医師を確保することを目的として、「矯正医官修学資金貸与法（昭和36年法律第23号）」に基づき、大学卒業後に矯正施設の医療に従事する意思のある医学生に対する学費の補助を行っている。

刑事施設で実施しているPFI事業について、事業運営を行うことによって生じる事業者とのリスク分担などに関する諸問題を解決し、運営の適正化を図っている。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			2年度
	29年度	30年度	元年度	当初予算額
	6,914百万円 (6,807百万円)	7,783百万円 (7,644百万円)	16,781百万円	8,505百万円

*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち，外堀，工場，廊下，居室，保護室の監視用カメラについて，操作卓モニターにて集中監視を行い，24時間自動録画を行うとともに，同操作卓周辺に，無線基地局を始め，非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し，異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「矯正施設警備救援規程」（平成14年法務省矯保第1459号大臣訓令）

第13条 管区機動警備隊は，（中略）矯正施設に派遣された場合には，当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

2 （略）

*5 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成17年法律第50号）

第1条 この法律は，刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに，被収容者，被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ，これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。